

令和5年1月18日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚一905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年1月18日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第2 公務上の災害の認定関係	第2 公務上の災害の認定関係
1 (略)	1 (略)
2 公務上の疾病の認定	2 公務上の疾病の認定
(1) (略)	(1) (略)
(2) 規則16—0別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病の取扱いについては、次に	(2) 規則16—0別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病の取扱いについては、次に

よるものとする。

ア 規則 16—0 別表第 1 第 2 号から第 9 号まで（同表第 2 号の 13、第 3 号の 5、第 4 号の 9、第 6 号の 5 及び 第 7 号の 17 を除く。）に掲げる疾病は、当該疾病に係る同表の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務に起因するものとして取り扱うものとする。

イ～オ （略）

カ ジアニシジンにさらされる業務に従事したため生じた 尿路系腫瘍 は、規則 16—0 別表第 1 第 7 号の 17 に該当する疾病として取り扱うものとする。

(3)～(6) （略）

3・4 （略）

よるものとする。

ア 規則 16—0 別表第 1 第 2 号から第 9 号まで（同表第 2 号の 13、第 3 号の 5、第 4 号の 9、第 6 号の 5 及び 第 7 号の 16 を除く。）に掲げる疾病は、当該疾病に係る同表の業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務に起因するものとして取り扱うものとする。

イ～オ （略）

カ ジアニシジンにさらされる業務に従事したため生じた 尿路系しゅよう は、規則 16—0 別表第 1 第 7 号の 16 に該当する疾病として取り扱うものとする。

(3)～(6) （略）

3・4 （略）

別表第 1

単体たる化学物質及び化合物		症状又は障害
無機の酸及びアルカリ	(略)	(略)
	過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	臭化水素	気道障害
	(略)	(略)
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	水酸化カルシウム	皮膚障害又は前眼部障害
	(略)	(略)
	ふっ化水素酸（ふっ化	皮膚障害、低

別表第 1

単体たる化学物質及び化合物		症状又は障害
無機の酸及びアルカリ	(略)	(略)
	過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	(略)	(略)
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	(略)	(略)
	ふっ化水素酸（ふっ化	皮膚障害、前

	水素を含む。以下同じ。)	<u>カルシウム血症、前眼部障害、気道・肺障害又は組織え死</u>		水素を含む。以下同じ。)	<u>眼部障害又は気道・肺障害</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
金属（セレン及びヒ素を含む。）及びその化合物	(略)	(略)		金属（セレン及びヒ素を含む。）及びその化合物	(略)
	ヒ化水素	<u>血色素尿、黄疸、溶血性貧血又は腎障害</u>		ヒ化水素	<u>血色素尿、黄疸又は溶血性貧血</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
ハロゲン及びその無機化合物	(略)	(略)		ハロゲン及びその無機化合物	(略)
	臭素	<u>皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害</u>		臭素	<u>皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害</u>

	二酸化塩素	気道障害
	(略)	(略)
りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物	(略)	(略)
	カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は不整脈、 <u>血圧低下等の循環障害</u>
	(略)	(略)
	二硫化炭素	せん妄、 <u>そう鬱</u> 等の精神障害、意識障害、末しょう神経障害又は

	(略)	(略)
りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物	(略)	(略)
	カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は <u>血管運動神経障害</u>
	(略)	(略)
	二硫化炭素	せん妄、 <u>そううつ</u> 等の精神障害、意識障害、末しょう神経障害

			網膜変化を伴う脳血管障害若しくは腎障害				害又は網膜変化を伴う脳血管障害若しくは腎障害
		(略)	(略)			(略)	(略)
脂肪族化合物	脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物	(略)	(略)	脂肪族化合物	脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物	(略)	(略)
		ジクロルメタン	頭痛、めまい、おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道・肺障害			ジクロルメタン	頭痛、めまい、おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道・肺障害
		2・2－ジクロロ－1・1・	肝障害				

1-トリフルオロエタン	
(略)	(略)
トリクロルエチレン	頭痛、めまい、おう吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末しょう神経障

(略)	(略)
トリクロルエチレン	頭痛、めまい、おう吐等の自覚症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末しょう神経障害又は肝障害

		害又は 肝障害
	(略)	(略)
	よう化メチ ル	頭痛、 めま い、お う吐等 の <u>自覚</u> <u>症状</u> 、 <u>中枢神</u> <u>経系抑</u> <u>制</u> 、視 覚障 害、言 語障 害、協 調運動 障害等 の神経 障害又 <u>はせん</u> <u>妄</u> 、そ う状態 等の精 神障害
アル	(略)	(略)

	(略)	(略)
	よう化メチ ル	頭痛、 めま い、お う吐等 の <u>自覚</u> <u>症状</u> 、 視覚障 害、言 語障 害、協 調運動 障害等 の神経 障害、 <u>せん</u> <u>妄</u> 、そ う状態 等の精 神障害 又は意 識障害
アル	(略)	(略)

コー ル、 エー テ ル、 アル デヒ ド、 ケト ン及 びエ ステ ル	ニトログリ コール	頭痛、 めま い、お う吐等 の自覚 症状又 は狭心 症様発 作
	ニトログリ セリン	頭痛、 めま い、お う吐等 の自覚 症状又 は狭心 症様発 作
	(略)	(略)
その	(略)	(略)
他の 脂肪 族化	ジメチルホ ルムアミド	頭痛、 めま い、お

コー ル、 エー テ ル、 アル デヒ ド、 ケト ン及 びエ ステ ル	ニトログリ コール	頭痛、 めま い、お う吐等 の自覚 症状、 狭心症 様発作 又は血 管運動 神経障 害
	ニトログリ セリン	頭痛、 めま い、お う吐等 の自覚 症状又 は血管 運動神 経障害
	(略)	(略)
その	(略)	(略)
他の 脂肪 族化	ジメチルホ ルムアミド	頭痛、 めま い、お

	合物		う吐等 の自覚 症状、 皮膚障 害、前 眼部障 害、気 道障 害、肝 障害又 は胃腸 障害
		チオグリ コール酸ア ンモニウム	皮膚障 害
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
芳香 族化 合物	(略)	(略)	(略)
	芳香 族化 合物 のニ トロ 又は アミ	(略)	(略)
		トルイジン	溶血性 貧血又 はメト ヘモグ ロビン 血

	合物		う吐等 の自覚 症状、 皮膚障 害、前 眼部障 害、気 道障 害、肝 障害又 は胃腸 障害
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
芳香 族化 合物	(略)	(略)	(略)
	芳香 族化 合物 のニ トロ 又は アミ	(略)	(略)
		トルイジン	溶血性 貧血又 はメト ヘモグ ロビン 血

	ノ誘 導体	パラートル エンジアミ ン	皮膚障 害		ノ誘 導体		
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

以 上